

# 育成就労制度の創設などの 改正法が国会で成立しました！

6月14日(金)に、育成就労制度の創設などを定めた改正法(出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律)が国会で可決、成立しました。

「技能実習」に代わる在留資格として「育成就労」を設け、特定技能1号水準の人材の確保を図る育成就労制度が導入されます。同制度は、一定の就労期間(分野により1~2年)、日本語能力等の条件を満たす場合の転職を可能とし、監理支援機関(従来の監理団体)については外部監査人の設置を義務付けるなどとしています。

**ただし、この法律は公布(6月21日)から3年以内に施行されるものと定められ、それまでは、現在の制度が適用されます。**

**※技能実習制度も特定技能制度も当面は現在の制度のままです。**

## 1 「育成就労制度及び特定技能制度」以外にも、次の点が改正されます。

1. 「育成就労制度及び特定技能制度」以外にも、次の点が改正されます。

こちらも公布から3年以内に施行です。

### ①不法就労助長罪の厳罰化

不法就労助長罪の罰則が、現在3年以下の懲役又は300万円以下の罰金から5年以下の拘禁刑<sup>\*</sup>又は500万円以下の罰金に引き上げられます。

※拘禁刑とは、懲役と禁固を一本化した刑罰のことです。

### ②永住許可制度の適正化

永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加しました。

法務大臣が永住許可をする要件として出入国管理及び難民認定法に規定する義務の遵守及び公租公課の支払を明記し、故意に公租公課の支払をしないこと等を永住者の在留資格の取消事由とします。(ただし、公租公課の支払状況や現在の生活状況その他の当該外国人の置かれている状況に十分配慮する)

### ③特定技能1号者への支援を委託する場合には、登録支援機関に限ること

特定技能所属機関(受入れ機関)が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとなります。

※詳細は、次ページ等をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001231483.pdf>



## 2 特定技能適用分野の拡大 (この措置は24年度より実施です。)

従来の下記12分野に

介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、航空、宿泊、自動車整備、農業、漁業、  
飲食物品製造業、外食業(介護以外は2号も受け入れ可能)

新たに次の4分野を追加しました。

自動車運送業、鉄道、林業、木材産業

2024年度から2029年度までの5年間の特定技能受け入れ見込み枠が、2019年から2023年の約2.4倍に拡大されました。(前号で紹介済)

## 改正法の概要（育成就労制度の創設等）

外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会  
第6回(06.3.22) 参考資料3

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））  
（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法	育成就労法（技能実習法の抜本改正）
<p>1. 新たな在留資格創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技能実習の在留資格を廃止。「<b>育成就労産業分野</b>」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「<b>育成就労</b>」の<b>在留資格を創設</b>（注2）。</li> </ul>	<p>1. 育成就労制度の目的・基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（<b>育成就労法</b>）」に改める。</li> <li>○ 育成就労制度は、育成就労産業分野において、<b>特定技能1号水準の技能を有する人材を育成</b>するとともに、<b>当該分野における人材を確保</b>することを目的とする。</li> <li>○ 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。</li> </ul>
<p>2. 特定技能の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。</li> </ul>	<p>2. 育成就労計画の認定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。</li> <li>○ 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けけるものとし、当該認定は、①<b>やむを得ない事情がある場合</b>や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（<b>本人意向の転籍</b>）に行う。</li> </ul>
<p>3. 不法就労助長罪の厳罰化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）</li> </ul>	<p>3. 関係機関の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監理団体に代わる「<b>監理支援機関</b>」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。</li> <li>○ 外国人技能実習機構に代わる「<b>外国人育成就労機構</b>」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。</li> </ul> <p>（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。 （注4）詳細な要件は、主務省令で定める。 （注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、 ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格 ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていること を要件とすることを予定している。</p>
<p>4. 永住許可制度の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更し得て引き続き在留を許可。</li> </ul> <p>（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「<b>企業内転勤2号</b>」の<b>在留資格を創設</b>。</p>	<p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。</li> <li>○ 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。</li> <li>○ 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。</li> </ul>